

## 公益社団法人日本社会福祉士会 成年後見人養成研修について

国の成年後見制度利用促進基本計画では、身上保護と意思決定支援に配慮した成年後見人等の育成や質の担保を専門職団体に求めています。これまで以上に社会福祉士への期待が高まると同時に、その要請に応えられる人材育成に引き続き取り組むことが肝要です。

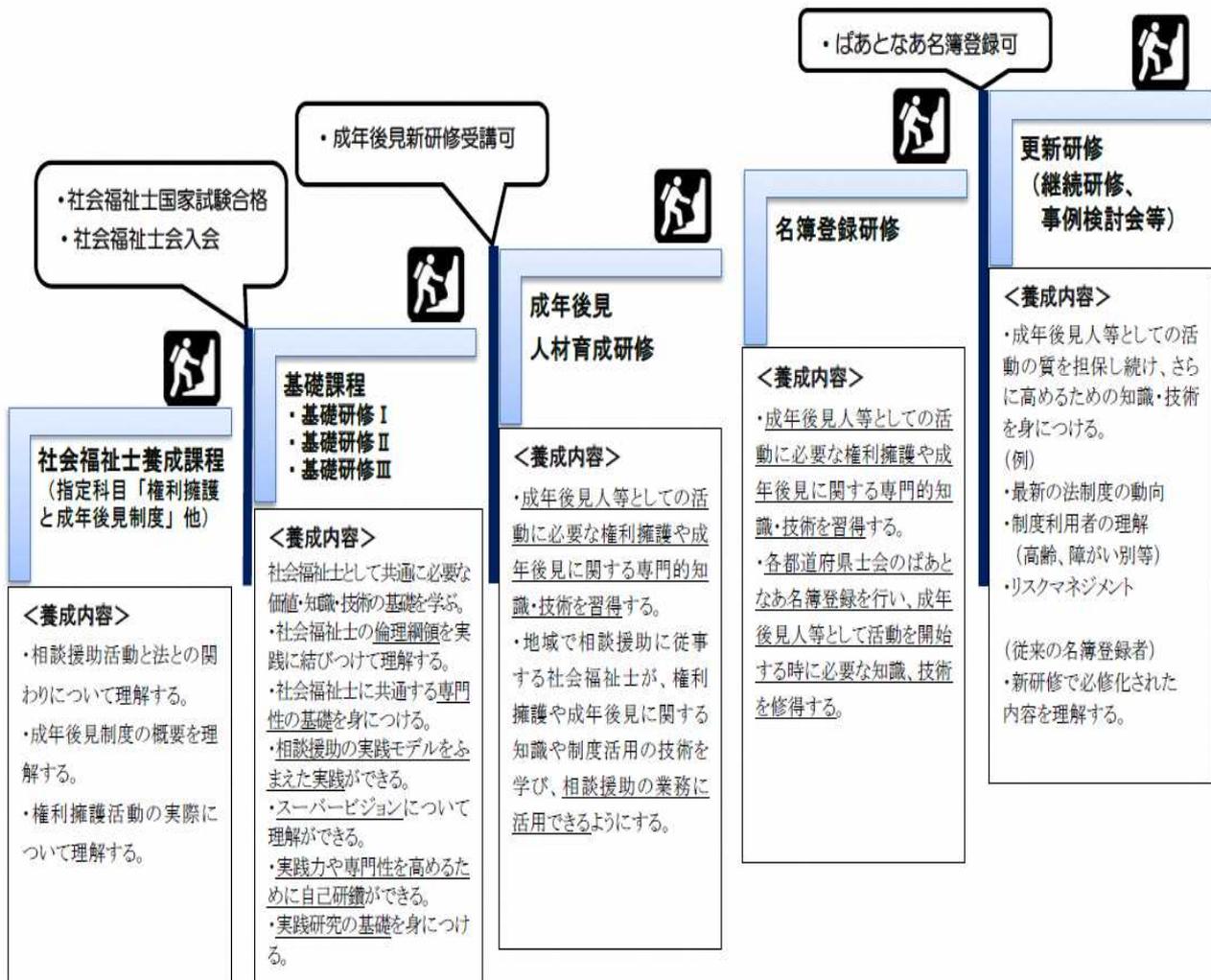
社会福祉士会では、生涯研修制度において、専門課程に進む上で必修と位置付けられる基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）と連動させ、社会福祉士としての倫理とソーシャルワークの知識・技術に基づく援助、関係者との連絡調整や、様々な社会福祉制度の活用等、成年後見活動を担う社会福祉士の活動の質を担保できるよう研修体系を設定し、成年後見人の養成を推進しています。

### 【研修の特徴】

#### 1. 受講要件が「基礎課程修了」であること

本会生涯研修制度における基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）の受講を通じて、社会福祉士に共通する専門性の基礎を身に付けた上で、成年後見人養成研修を受講することで、成年後見に関する相談対応や、受任者としての活動の質を担保しています（図1参照）。

（図1）日本社会福祉士会における成年後見人等候補者の養成課程（資質担保のプロセス）



## 2. 「成年後見人材育成研修」(認証研修)と「名簿登録研修」に分かれていること

成年後見制度を活用する社会福祉士が受講可能な「成年後見人材育成研修」と、成年後見人等として実務を担う社会福祉士成年後見等受任候補者の養成を目的とする「名簿登録研修」の2つに分かれています。

旧研修では、成年後見人等として実務を担う社会福祉士成年後見等受任候補者の養成を目的としていましたが、研修を2段階に分けたことにより、成年後見人材育成研修では、**地域で相談援助に従事する社会福祉士も成年後見制度活用の知識、技術を修得することが可能となりました**(図2参照)。

(図2) 研修の骨格

